



こんな運転は特に危険です。



二人乗り



音楽を聞きながら



傘差し運転



飛び出し



信号無視



スマホ利用

自転車安全利用五則

自転車を利用する際は安全のために、「自転車安全利用五則」をしっかり守ってください。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、並進走行の禁止
 - ・夜間のライト点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用
 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に自転車用ヘルメットを着用させる

条例で定める責務

条例では、自転車に関する事故を防止するため、町、町民、自転車利用者などの各主体に次のような責務を定めています。

●町

- ・町民の自転車の安全利用を促進するため、警察等の関係機関や交通安全協会等の関係団体と連携し、自転車の安全利用を促進するために必要な施策を実施していく。
- ・交通安全教育を推進するとともに、町民の理解が深まるよう啓発・広報を行う。

●町民

- ・交通ルールや交通マナーを学び、自転車の安全利用について理解を深める。

●自転車利用者

- ・車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の交通安全に関する法令を遵守する。
- ・自転車の利用に必要な知識の習得に努める。
- ・歩行者等の通行の安全に配慮する。
- ・利用する自転車を定期的に点検し、必要な整備をする。

●保護者

- ・未成年の子どもに対し、交通マナー・自転車の安全利用について、家庭等で教育、指導する。
- ・子どもが利用する自転車を定期的に点検し、必要な整備をする。

●自転車小売業者

- ・自転車に関する専門的な知識を有する立場から、自転車を購入しようとする方に、自

転車の安全利用や点検整備等の責務を周知する。

・町、関係機関、関係団体が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策や活動に協力する。

●事業者

・従業員による通勤中や業務中の事故を防ぐため、自転車の安全利用に関する啓発をする。

●学校等の長

・園児、児童、生徒に対し、それぞれの年齢に応じた交通ルール、交通マナー、自転車の安全利用について、教育、指導等を行う。

●関係団体

・自転車利用者等に対し自転車の安全利用に関する啓発に努める。